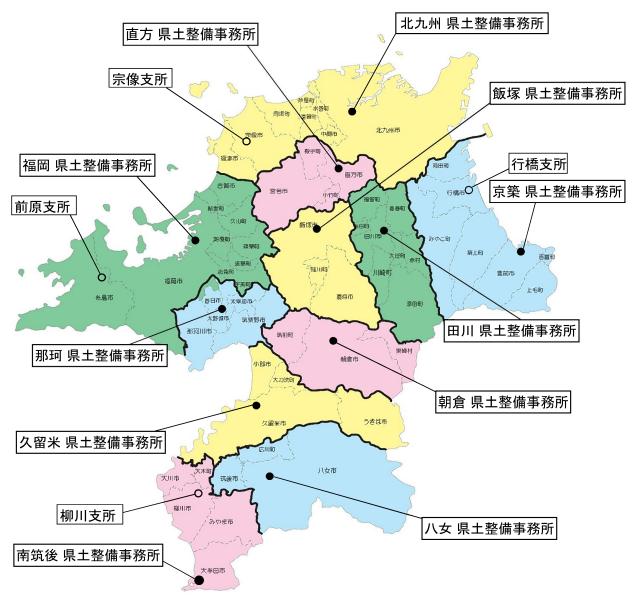
I 県土整備部の組織

I 県土整備部の組織

1 県土整備事務所管内図

総面積	4, 986. 51平方キロ	国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」				
	4,900.51平ガイロ	総務省自治行政局「全国市町村要覧」				
総人口	5, 101千人	令和5年4月1日時点				
	5, 101 人	「福岡県の人口と世帯(推計)」				
市町村数 29市29町2村(令和5年4月1日時点)						

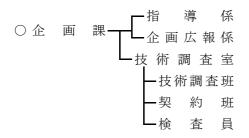


凡例	
•	県土整備事務所 所在地
0	県土整備事務所支所 所在地
	県土整備事務所所管区域
	市町村界

2 令和5年度県土整備部組織図

《本 庁》





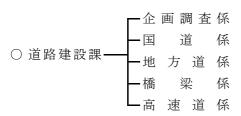
○港湾課——管理係○港湾課——港湾係海岸係

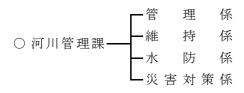


〇 砂 防 課 — 傾斜地保全係 — 砂 防 係 — 土砂災害対策係

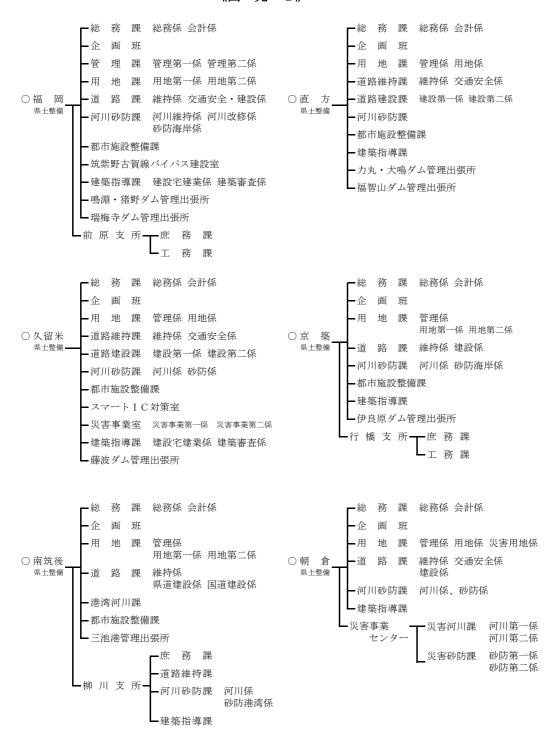


〇 水 資 源 調 整 係 対 策 課 計 画 係 水 道 整 備 室

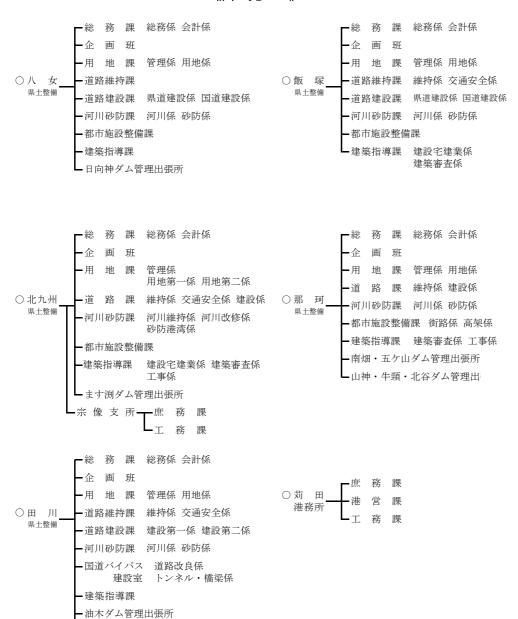




《出 先 1》



《出 先 2》



- 陣屋ダム管理出張所

3 県土整備部職員数(令和5年4月1日時点)

퍖뎒				事效	技術				λ , <u>Δ</u> γ.	⇒l.			
所属			事務	土木	電気	機械	その他	計	労務	計			
	県	土 整	備	総 務	課	32	3				3		35
	企		画		課	11	34				34		45
	用		地		課	19					0		19
	道	路	維	持	課	8	17				17	1	26
本	道	路	建	設	課	4	21				21		25
	河	Ш	管	理	課	10	15				15		25
庁	河	Ш	整	備	課	2	17				17		19
	港		湾		課	6	11				11		17
	砂		防		課	3	14				14		17
	水	資》	原文	寸 策	課	15	2			3	5		20
			計			110	134	0	0	3	137	1	248
出	1	1 県土	上整位	備事 務	务所	308	509	17	12		538	93	939
先	苅	田	港	務	所	10	9				9		19
ル			計			318	518	17	12	0	547	93	958
		合	計			428	652	17	12	3	684	94	1, 206

県土整備部危機管理基本方針

県土整備部では、近年の豪雨や地震による大規模災害に対応した経験を踏まえ、きめ細やかな災害対応を行うため、下記のとおり県土整備部 災害対策基準を定め、福岡県地域防災計画と福岡県水防計画を補完する部独自の配備を行っている。

〇県土整備部災害対策基準

県土整備部の災害対応については、福岡県地域防災計画及び福岡県水防計画を基本として、以下の基準により運用することとする。

項目	定 義 (部の基準であり、地域防災計画とはリ ンクしていない)	水防計画(風水害)	地域防災計画
準備体制	災害発生に備える必要がある場合	水防準備本部	(災害警戒準備室)
警戒体制	災害が発生又は発生の恐れがある場 合	水防本部(※1)	(災害警戒本部)
非常体制	重大な災害が発生又は発生の恐れが ある場合	災害対策本部(※2)	
監視体制	本部設置後、応急対策が終了しかつ 新たな災害発生のおそれがないと認 められる場合	(*3)	

- **※** 1 「災害警戒本部設置」=「水防本部設置」ではない。
- ※2 災害対策本部設置された場合、水防本部は災害対策本部の出先機関「県土整備建築班」に移行する。 ※3 災害対策本部設置中であっても、各班の管内で応急対策が終了し、かつ新たな災害発生のおそれがないと認められるときは、監視体制に移行することができる。

	部独自の配備 (水防計画による配備は右欄)		水防(準備)本部	災害警戒(地方)本部	災害対策(地方)本部 <u>監視体制</u>		
本部長		-	知事	防災危機管理局長	知事		
	地震	○震度4~5弱の地震 ○監視体制 災害対策本部設置時の監視体制 と同様	-	震度 5 弱の地震	震度5強以上の地震		
設置基準	津波	○監視体制 災害対策本部設置時の監視体制 と同様		津波注意報・警報	大津波警報		
	風水害その他		【風水害・津波 (水防準備本部)】 〈水防第1配備〉 ・大雨、洪水、高潮、津波注意報 ・洪水予報 (指定河川の氾濫注意 情報) 〈水防第2配備〉 ・大雨、洪水、高潮、津波警報 ・洪水予報 (指定河川の氾濫警戒 情報) 【風水害・津波 (水防本部)】 ・県による水防警報	・大雨又は洪水警報 ・暴風、高潮等の警報が発表され、被害が発生し、又は被害の発生が予想されるとき・台風に伴う暴風警記をは、海上又は陸上)及び大雨注意報が発表され、被害の発生が予想されるとき・台風に伴う暴風警報が発表され、陸上で25m/s以上の暴風雨が見込まれるとき	・大雨又は洪水警報が発表され、気象庁及び県の観測雨量(山間部野が250mm超でかつ直近の24時間雨量が7250mm超のとき、大雨、洪水、暴風、高潮等によりは発生し、とき被害等が発生しるとき、大雨、出到程度の人の大きなときが予想対別警報が発表されているとき・大雨、地の大きなとも、大雨、地の大きなとも、大雨、地の大きなとも、大雨、地の大きな、大きないのでは、暴風、高潮等により局では、暴風、高潮等により、大雨、地の大きな、大きないのでは、大きないが、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないいのでは、大きないいのでは、大きないのでは、大きないいのでは、大きないのでは、はいいのでは、大きないのでは、大きないのでは、は、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいいのでは、はいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいいのでは、はいいいいいいいいいい	で応急 了し な く な れ が	
対象職員	地 震	○震度 4 ~ 5 弱の地震 (本庁) 各 1 ~ 2 名 県土整備総務課、道路維持課、道 路建設課(※1)、河川管理課、河 課、水道整備 (※2)、砂防課、水道整備 関係県土整備事務所 事務所ごとに定める配備要員(緊 急配備班) (※1) 福北公社・道路公社の管理 道路等の存する市町で発生した場 合。 (※2) 関係事務所(福岡、南筑 後、京築、北九州)のいずれかの管 内で発生した場合。 ○監視体制 災害対策本部設置時の監視体制 と同様	-	・災害警戒本部要員 ・緊急初動班	・災害対策本部要員 ・関係出先機関各班要員 ・緊急初動班 ※震度5強は第2配備 ※震度6強以上は第4配備 (全員) ※大津波警報は第4配備 を発育では第2では第4でである。 (本庁) 県土整備に第1では第4を開いる。 第2を発育では第4を配備 を発育である。 (本庁) 県土整備には第4を開いる。 第2を開いる。 第2を用いる。	課課	
	津波	○監視体制 上記の地震時と同様の配備	・水防準備本部要員 ・水防本部要員		事務所 各 1 ~ 5 : ※配備体制		
	風水害その他		所属 第2配備 県土整備総務課 2 企画課 0 用地課 0 道路維持課 8 道路建設課 1 河川管理課 13 河川整備課 地高課 2 砂防課 4 各県土整備事務所・支所 10※ 各ダム管理出張所 全職員 苅田港務所 0(台風時5)	· 災害警戒本部要員	の際は県総務課にまること ・災害対策本部要員 ・出先機関班要員 ※災害の規模に応じ第1~第4配備 (レベルは防災危機管理局が 判断)	土整備	